

説 明 資 料

(相続税・贈与税関係)

あるべき税制の構築に向けた基本方針（抄）

平成14年 6月
税制調査会

第二 個別税目の改革

四 資産課税等

1. 相続税・贈与税

(1) 改革の基本的考え方 ―経済社会の構造変化への対応と負担の適正化―

相続課税を取り巻く環境は、次のように大きく変わってきている。

- ① 経済のストック化の進展により、今後、相続による資産移転の増加が見込まれること
- ② 社会保障の充実により老後扶養における公的な負担の役割が高まっていることから、相続時に残された個人資産については、その一部を社会へ還元する必要があると考えられること
- ③ 高齢化の進展により、相続による財産取得が相続人のライフサイクルのより後半にシフトしていく結果、相続財産が相続人の経済的基盤を形成する意味合いが相対的に薄れつつあること
かかる状況を踏まえ、従来より広い範囲に適切な税負担を求める必要がある。

その際、負担の適正化の観点から最高税率については引き下げる一方、累進は現行程度の水準を維持することが適当である。

暦年で単一年の課税であるわが国の贈与税においては、相続税の課税回避を防止する観点から税負担は比較的高い水準に設定されている。高齢化の進展に伴って相続による次世代への資産移転の時期がより後半にシフトしていることから、資産移転の時期の選択に対する中立性を確保することが重要となってきている。高齢者の保有する資産（金融資産のみならず住宅等の実物資産も含む）が現在より早い時期に次世代に移転するようになれば、その有効活用を通じて経済社会の活性化に資するといった点も期待されよう。このような観点から、相続税・贈与税の調整のあり方（生前贈与の円滑化）を検討すべきである。

事業承継関連の特例措置については、中小企業の事業の円滑な承継に貢献している点は認められるが、相続後の事業継続に対する過大なインセンティブは、新規の創業や新たな事業展開とのバランスを失わせることを踏まえ、そのあり方を見直していく必要がある。

その際、高齢化の進展に伴い、相続人が被相続人と共に事業を行っていた場合の共に働いた期間も長期化していることから、生前における円滑な事業の移転を図ることや、相続までの財産形成への貢献に着目することが重要である。

(2) 相続税の改革の方向性

① 課税ベース

基礎控除については、「基本的考え方」及び地価の下落等を踏まえ、「広く薄く」の観点から引下げの方向で検討すべきである。なお贈与税の基礎控除については、相続税と贈与税の調整の検討において、相続税の基礎控除との関係を考慮し見直す必要がある。

死亡保険金・死亡退職金の非課税措置については、公的な社会保障制度の充実等を踏まえ、資産選択に対する中立性、簡素化などの観点から、廃止・縮減の方向で考えるべきである。

小規模宅地等の課税の特例をはじめとした事業承継関連の特例措置については、長期にわたる地価の低下等を踏まえ、将来的には事業用資産全体に適用される特例措置への改組も含め、そのあり方について検討する必要がある。

② 税率構造

最高税率については、個人所得課税の最高税率（50％）との較差が大きく、諸外国の例に比しても相当高いことに鑑み、引き下げることが適当である。

累進構造については、「基本的考え方」や、最高税率の引下げで高資産家の税負担は相当程度軽減され得ること等を勘案し、現行程度の累進を維持すべきである。

税率の刻み数に関しては、相続税は臨時・偶発的に発生するものであるため、遺産額により税負担を大きく変動させるのは適当でなく、遺産額に応じたある程度滑らかな負担の変化を確保することが望ましい。

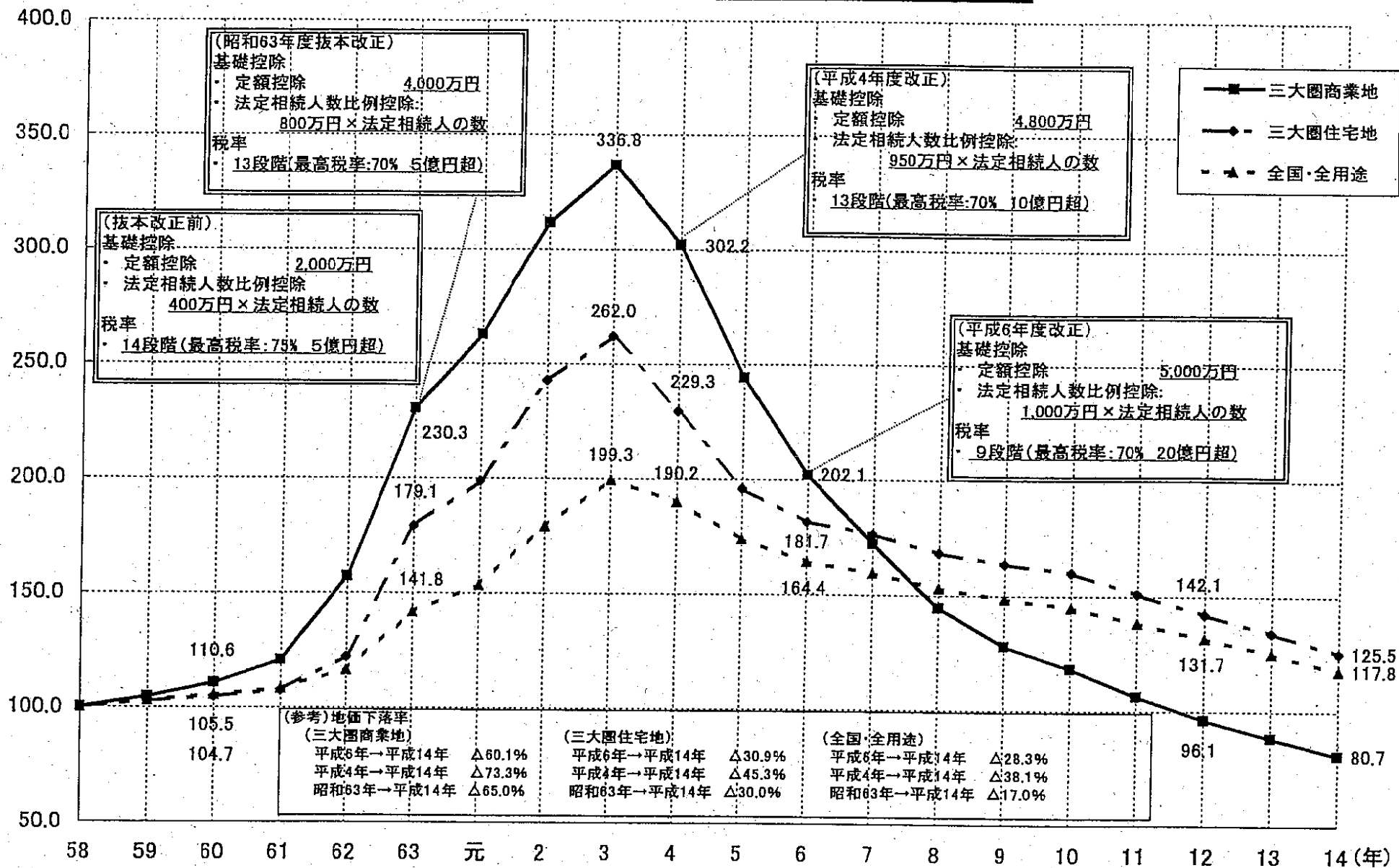
相続税の課税状況の推移

区 分 年 分	死 亡 者 数 ・ 課 税 件 数 等				合 計 課 税 価 格		相 続 税 額		
	死亡者数 (a)	課税件数 (b)	(b)/(a)	被相続人 1人当たり 法定相続人数	合計額 (c)	被相続人 1人当たり 金 額	納付税額 (d)	被相続人 1人当たり 金 額	(d)/(c)
	人	件	%	人	億円	万円	億円	万円	%
昭和30	693,523	30,859	4.4	—	375	121.5	34	11.0	9.1
33	684,189	5,284	0.8	—	367	695.4	47	88.4	12.7
40	700,438	13,407	1.9	4.24	2,091	1,559.7	410	305.8	19.6
45	712,962	24,454	3.4	4.28	7,011	2,866.9	1,342	548.7	19.1
50	702,275	14,593	2.1	4.31	15,121	10,361.8	1,973	1,352.1	13.0
55	722,801	26,797	3.7	4.17	30,215	11,275.5	4,399	1,641.7	14.6
62	751,172	59,008	7.9	3.93	82,509	13,982.6	14,343	2,430.7	17.4
63	793,014	36,468	4.6	3.68	96,380	26,428.6	15,629	4,285.5	16.2
平成元	788,594	41,655	5.3	3.90	117,686	28,252.5	23,930	5,744.9	20.3
2	820,305	48,287	5.9	3.86	141,058	29,212.4	29,527	6,114.8	20.9
3	829,797	56,554	6.8	3.81	178,417	31,548.0	39,651	7,011.2	22.2
4	856,643	54,449	6.4	3.85	188,201	34,564.7	34,099	6,262.5	18.1
5	878,532	52,877	6.0	3.81	167,545	31,685.9	27,768	5,251.5	16.6
6	875,933	45,335	5.2	3.79	145,454	32,084.4	21,058	4,644.9	14.5
7	922,139	50,729	5.5	3.72	152,998	30,159.9	21,730	4,283.5	14.2
8	896,211	48,476	5.4	3.71	140,774	29,039.9	19,376	3,997.0	13.8
9	913,402	48,605	5.3	3.68	138,635	28,522.8	19,339	3,978.8	13.9
10	936,484	49,526	5.3	3.61	132,468	26,747.1	16,826	3,397.4	12.7
11	982,031	50,731	5.2	3.59	132,699	26,157.3	16,876	3,326.5	12.7
12	961,653	48,463	5.0	3.55	123,409	25,464.7	15,213	3,139.0	12.3

- (備考) 1. “死亡者数(a)”は「人口動態統計」(厚生労働省)により、その他の計数は「国税庁統計年報書」による。
2. “被相続人1人当たりの法定相続人数”は、当初申告ベースの計数である(修正申告を含まない)。ただし、昭和63年分には、更正の請求により納付税額がゼロとなった者の計数が含まれている。
3. “課税件数(b)”は、相続税の課税があった被相続人の数である。
4. “納付税額(d)”には納税猶予額を含まない。

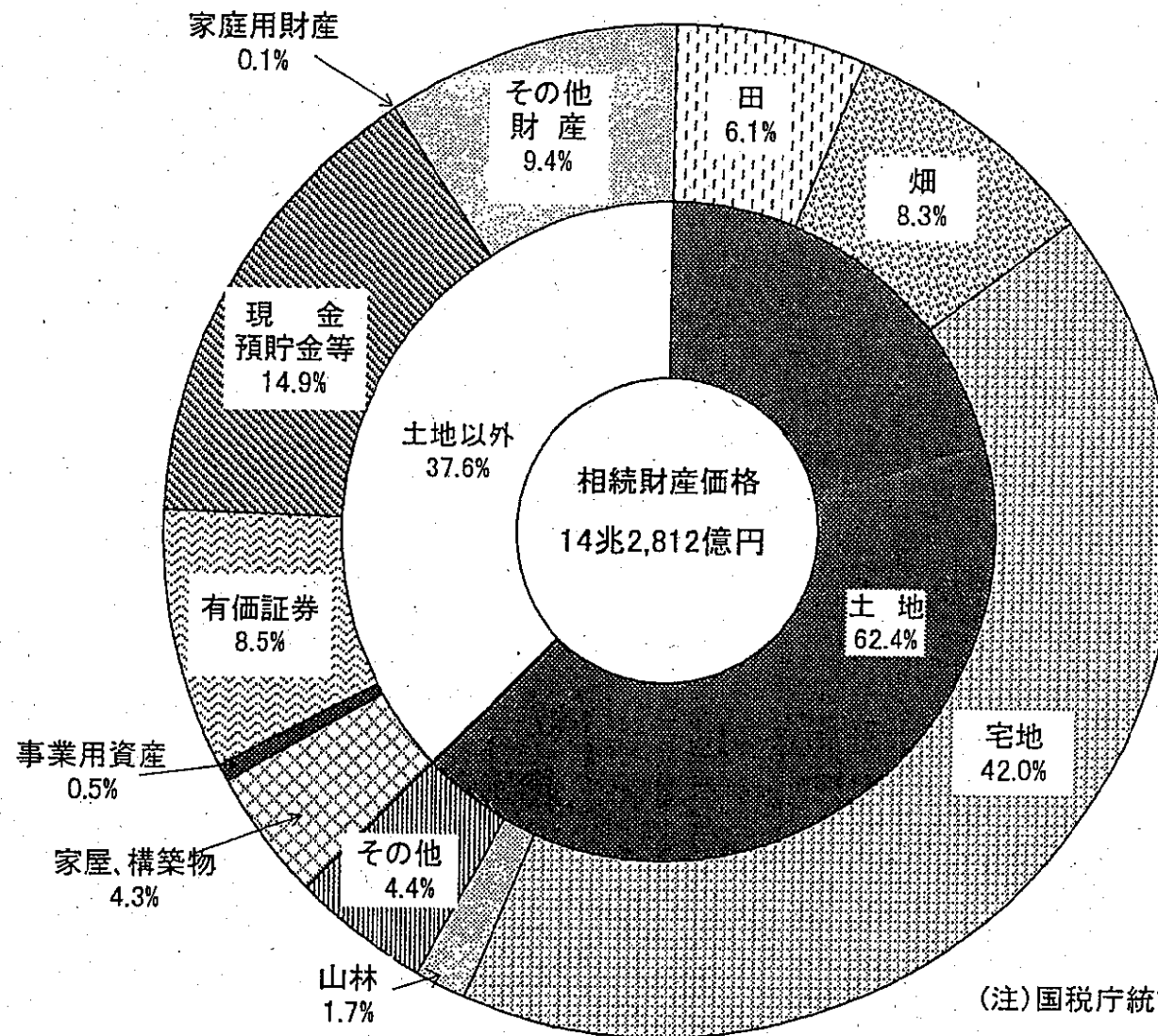
(指数)

地価公示価格指数(58年=100)と相続税の主な改正



(注) 小規模宅地等の特例の減額割合は、居住又は事業を継続する場合である。

相続財産種類別内訳 (平成12年分)

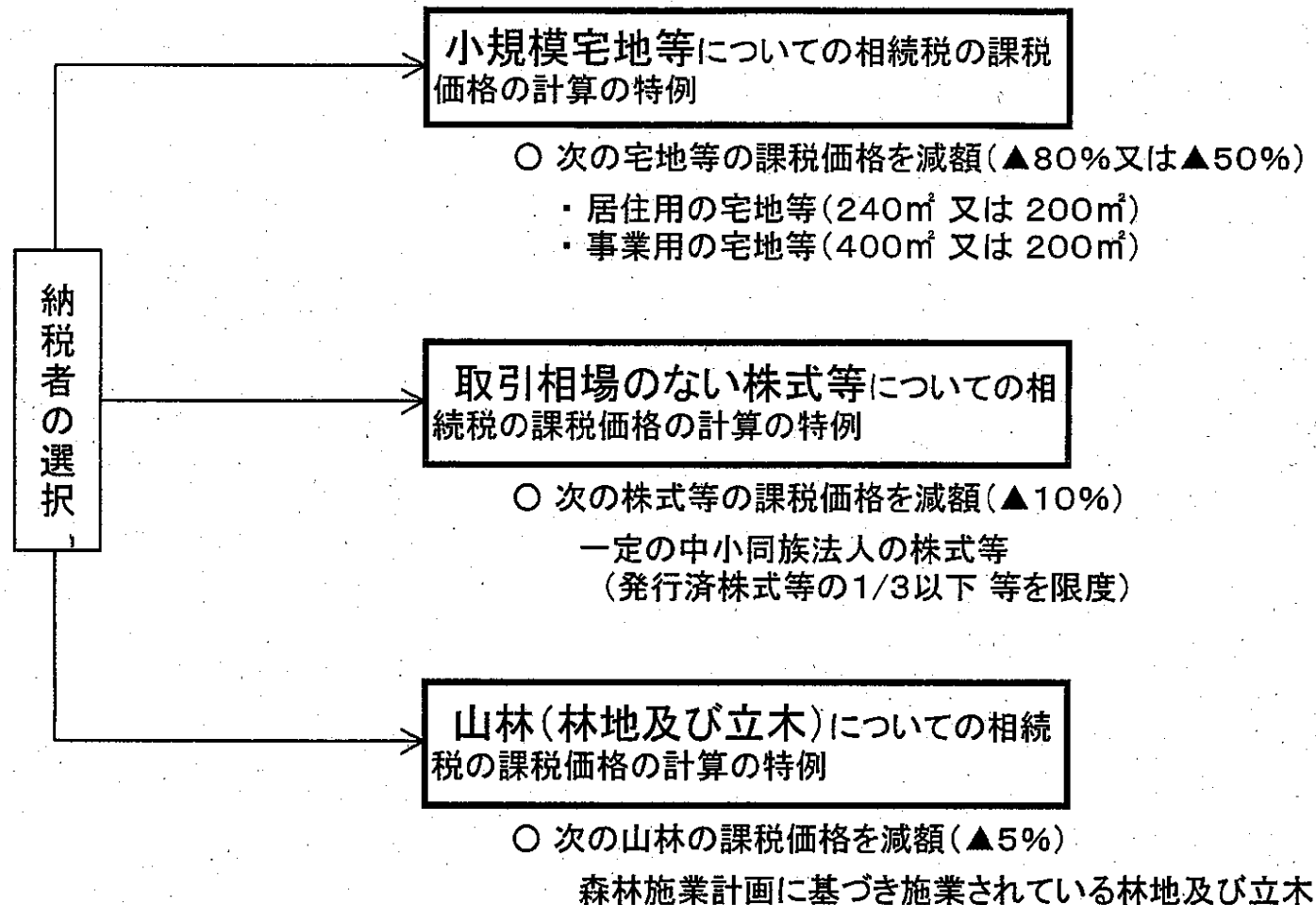


(注) 国税庁統計年報書による。

死亡保険金及び死亡退職金に係る非課税限度額の推移

改正年	死亡保険金	死亡退職金
昭和13年	相続人全員で 5,000円	相続人全員で 5,000円
22	保険金、退職金合わせて 3万円	
23	" 5万円	
25	廃 止	
26	相続人1人毎に 10万円	—
27	" 20万円	相続人全員で 20万円
28	" 30万円	" 30万円
29	" 50万円	" 50万円
33	" "	50万円×法定相続人の数
40	" 100万円	" "
42	100万円×法定相続人の数	" "
46	150万円 "	80万円 "
50	250万円 "	200万円 "
63 (現 行)	500万円 "	500万円 "

事業承継に関連する相続税の課税価格の計算の特例



我が国の相続税と贈与税の税率表

相続税

(平成6年1月1日～)

各法定相続人の取得金額	税率
～ 800 万円	10 %
～ 1,600 万円	15 %
～ 3,000 万円	20 %
～ 5,000 万円	25 %
～ 10,000 万円	30 %
～ 20,000 万円	40 %
～ 40,000 万円	50 %
～ 200,000 万円	60 %
200,000 万円 ～	70 %

贈与税

(平成4年1月1日～)

課税価格	税率
～ 150 万円	10 %
～ 200 万円	15 %
～ 250 万円	20 %
～ 350 万円	25 %
～ 450 万円	30 %
～ 600 万円	35 %
～ 800 万円	40 %
～ 1,000 万円	45 %
～ 1,500 万円	50 %
～ 2,500 万円	55 %
～ 4,000 万円	60 %
～ 10,000 万円	65 %
10,000 万円 ～	70 %

主要諸外国における相続税の概要

(未定稿)

区 分	日 本	ア メ リ カ	イ ギ リ ス	ド イ ツ	フ ラ ンス
課 税 方 式	遺産取得課税方式 (法定相続分課税)	遺産課税方式	遺産課税方式	遺産取得課税方式	遺産取得課税方式
課 税 客 体	相続又は遺贈により 取得した財産	被相続人の死亡時にその 所有に属していたすべての財産	被相続人の死亡時にその 所有に属していたすべての財産	相続又は遺贈により 取得した財産	相続又は遺贈により 取得した財産
納 税 義 務 者	相続人又は受遺者	遺言執行者又は遺産管理人	遺言執行者又は遺産管理人	相続人又は受遺者	相続人又は受遺者
課 税 最 低 限 (配偶者と子3人) (子3人)	9,000万円 8,000万円	2億 6,000万円 1億 3,000万円	9,050万円 4,525万円	1億 4,145万円 7,072万円	3,174万円 1,587万円
最 低 税 率	10 %	(41%) 18 %	40%	① 7 % ② 12 % ③ 17 %	5 % (注)
最 高 税 率	70 %	50 %		30 % 40 % 50 %	40 % 税額の級数により6種 類の税率表がある。 (最高税率 60%)
税 率 の 刻 み 数	9	(5) 16	1	7	7

- (備 考) 1. 課税最低限は、相続人が配偶者と子3人の場合は、配偶者が遺産の1/2、子が残りの資産を均等に取得した場合の額で、相続人が子3人の場合は、子が遺産を均等に取得した場合の額である。
2. アメリカの遺産税額は、基礎控除後に税率を乗じるのではなく、遺産総額に税率を乗じた後に税額控除を行って算出する。このため、この税額控除と一致する課税遺産額(100万\$)以下に適用される税率(～39%：11段階)は、最終的な税額計算に反映されない。
3. ドイツの税率は、それぞれ①は配偶者及び子女等②は兄弟姉妹等③はその他の税率により、フランスの税率は、配偶者及び直系血族の税率によった。なお、ドイツは、単純累進税率である。
4. 邦貨換算は、次の率による。
1ドル=130円、1ポンド=187円、1ユーロ=115円